

2021年度 商工業振興対策事業（ロボット導入支援事業） 補助金募集要項

1 事業の概要

（1）事業の目的

本補助金は、産業用ロボット（※1）を導入し、生産性の向上、品質の向上・安定、省人化等を図る事業者を支援することで、市内企業の競争力強化や強固なものづくり基盤の構築を図ることを目的とします。

（2）補助対象事業

補助対象事業は、市内の事業所において、製造、検査、洗浄、梱包、仕分等の工程で産業用ロボットを導入することにより生産性向上を図る（※2）事業とします。

（※1）産業用ロボットについて

自動制御され、再プログラム可能で、多目的なマニピュレーターであり、3軸以上でプログラム可能で、1か所に固定してまたは運動機能をもって産業自動化の用途に用いられるロボットを指します。

（※2）生産性向上の基準について

「生産性向上を図る」とは、産業用ロボットを導入することで、製品の生産に係る様々な経費削減や、生産量増加を図るもので次の区分に該当する取組とします。

- ① 特定の商品や工程に係る生産コスト・作業時間等の削減
- ② 特定の商品に係る生産量や売上額の増加
- ③ その他、上記と同等程度のものと考えられるもの

【想定するロボット導入事例】

- ・ 工作機械への材料の供給・工作物の排出
- ・ 検査工程におけるロボットの活用（自動検査）
- ・ 洗浄工程におけるロボットの活用（自動洗浄）
- ・ ロボットによる工作物の整列や箱詰めなど

（3）補助対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 塩尻市振興公社の「塩尻市ロボット導入診断事業」を行った実績のある企業であること
- ② 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること
- ③ 市税を滞納していない者であること
- ④ 市内に本社または事業所を有している者であること

（4）補助率、補助金額および補助事業実施期間

補助率は、補助対象経費の2分の1以内とします。また、補助金の額は、総事業費に対して1件あたり300万円を上限（※3）とします。

（※3）予算に限りがあるため、希望に沿えないことがあります。

また、補助事業実施期間は、交付決定日から2022年3月10日（木）までに実施（※4）するものとします。

（※4）実施とは、産業用ロボットを取り付けまで終わって、支払いが完了したことを指します。

（5）補助対象経費

補助対象者が行う産業用ロボットの導入に要する経費で、次に掲げるもののほか、塩尻市振興公社理事長（以下、理事長という。）が必要かつ適当と認める経費です。

経費区分	内容
産業用ロボット導入経費	産業用ロボットの購入、搬入、据付又は調整等、産業用ロボットの導入に要する経費 (例) 購入費、原材料費(消耗品費、備品購入費)、Sierへの委託費等
導入に伴う付帯経費	産業用ロボットの導入に伴い必要となる以下の経費 ・ 構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費 ・ 活用に必要な技術指導の受入に要する経費 ・ 産業用ロボットを活用するために必要な周辺設備 (例) 指導者の謝金及び旅費、委託費等
その他経費	ここに掲げるものの他、理事長が特に必要と認めるもの

※ 次に掲げる経費は補助対象外です。

- ・ 契約(発注)から支払いまでの一連の手続きが補助対象期間内(交付決定日から翌年3月10日(木)まで)に行われていない経費
- ・ 事業に関係のない購入経費
- ・ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社(資本関係のある会社、役員を兼任している会社等)との取引経費(ただし、利潤を除いた経費(材料費及び工賃等の原価のみ)は対象)
- ・ 同一内容の事業について、他の制度(補助金、委託費等)と重複する事業に対する経費
- ・ 補助事業者が従業員に支払う直接人件費

2 応募手続

(1) 提出書類

次の書類を各1部提出してください。なお、提出された書類等は返却いたしません。

【交付申請時】

交付申請書、見積書、補助事業実施計画書、直近の決算書(個人事業主の場合は所得税確定申告書の写し)、その他必要とする書類

【実績報告時】

実績報告書、実績報告書(別紙)、収支精算書、事業報告書、導入した産業用ロボット等の写真、領収書等支払いの証明ができるもの、市税完納証明書、その他必要とする書類

(2) 提出先及びお問合せ先

〒399-0737 塩尻市大門八番町1番2号

一般財団法人塩尻市振興公社

お問合せ電話：0263-51-1920(直通)

(3) 申込期間

2021年8月23日(月)から随時

(4) 提出方法

提出の方法は、持参または郵送で受け付けます。(FAX、Eメールは不可)。

3 審査

(1) 審査の方法

申請者から提出された交付申請時の書類をもとに、専門家(学識経験者、技術専門家等)の意見を聞き、評価(書類審査及び必要があればヒアリング)を行い、その評価結果を基に、補助対象事業を決定します。

(2) 審査の基準

次の審査内容に基づき決定します。

評価項目	評価内容
1 事業者評価	(1) 事業を的確に遂行するに足る技術的能力と経営基盤を有しているか。 (2) 事業を実施するための十分な組織・人員体制を有しているか。
2 技術評価	(1) ロボット導入による実現目標が明確であり、妥当性はあるか。 (2) 事業実施の方法、内容が明確であり妥当性はあるか。 (3) 導入技術に汎用性や波及効果が見込まれるか。
3 経理評価	(1) 資金調達が十分であるか。 (2) 補助事業の予算は適正であるか。 (3) 経理その他の事務について管理体制及び処理能力を有しているか。

(3) 審査結果の通知等

審査の結果（採択、減額での採択及び不採択）については、速やかに申請者に対し書面により通知します。なお、採択された事業計画については、弊社の都合により申請者名及び事業計画名等を公表する場合があります。

(4) その他

審査経過及び審査結果に関する問合せには、応じられません。

4 事業計画書の様式

一般財団法人塩尻市振興公社のホームページからダウンロードするか、電話にて（0263-52-1920）ご連絡ください。

5 スケジュール（予定）

2021年8月23日～	募集開始
申請から随時	審査結果通知・補助金交付決定・補助事業開始
2022年3月10日まで	補助事業終了・実績報告書の提出、請求書の提出
2022年3月31日まで	補助金支払い

6 その他

(1) 補助事業者の義務

- ア 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- イ 補助事業に関する経費の支払は、口座振込を基本としていただきます。また、補助事業終了後、実績報告書に、経費関係書類（発注から領収書等）を提出しなければなりません。
- ウ 当該事業に関する成果の公表などについて、市の求めに応じ、協力しなければなりません。

